

政府系金融機関による融資 (一般)

(資料に関するお問合せ先)

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

電話：011-709-2311(内線2575～2576)

011-709-1783 (直通)

E-mail：hokkaido-chusho@meti.go.jp

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎

(1) 一般の中小企業・小規模事業者向け貸付制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした貸付制度では、以下の支援策をご活用いただくことが可能です。

大きく分けて3段階の支援を実施

金利引き下げなし

■ **セーフティネット貸付**
基準金利

【対象要件】
売上高等の要件はなし

金利▲0.9%引下げ

■ **新型コロナウイルス感染症特別貸付**
■ **新型コロナウイルス対策マル経融資**
■ **危機対応融資**

【対象要件】
売上高▲5%以上減少
※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）については、柔軟に対応

実質無利子融資

+

■ **特別利子補給制度**
特別貸付を利用した事業者を対象に
利子補給

【対象要件】
個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

■ **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

■ **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

■ **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

(2) 新型コロナウイルス感染症特別貸付

※新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

※個人事業主（事業性のあるフリーランスを含み、小規模に限る）は、影響に対する定性的な説明でも柔軟に対応。

【資金の使いみち】運転資金、設備資金 **【担保】**無担保

【貸付期間】設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】**5年以内

【融資限度額（別枠）】中小事業3億円、国民事業6,000万円

【金利】当初3年間基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

中小事業1.11%→0.21%、国民事業1.36%→0.46%

【利下げ限度額】中小事業1億円、国民事業3000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円

※令和2年1月29日以降に「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口」等経由で借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

(3) 危機対応融資

※危機対応融資に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

商工組合中央金庫が、新型コロナウイルス感染症による影響を受け業況が悪化した事業者に対し、危機対応融資による資金繰り支援を実施します。信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備や雇用等の拡大している企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上

減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金 **【担保】** 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 **【うち据置期間】** 5年以内

【融資限度額】 3億円

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%、4年目以降基準金利

1.11%→0.21%（利下げ限度額：1億円）

※令和2年4月1日時点、信用力や担保の有無にかかわらず利率は一律

※受付を開始した2020年3月19日以降、制度の適用を開始した4月15日までに、危機対応融資の要件を満たしてつなぎ融資を受けた方は、4月15日以降に危機対応融資への借換えを行うことが可能です。

【お問合せ先】

商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、10ページを御覧下さい。

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

(4) 新型コロナウイルス対策マル経

※新型コロナウイルス対策マル経に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

■ マル経融資とは？

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。3月17日より制度適用開始。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※金利引下げの限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」の金利引下げとの合計で3,000万円となります。

【お問合せ先】

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店
または、お近くの商工会・商工会議所

※経済産業省HP特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する
経営相談窓口一覧」または右のQRコードよりご確認いただけます。

※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。



(5) 特別利子補給制度

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」等、若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者に対して、利子補給を実施。公庫等の既往債務の借換も実質無利化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

日本政策金融公庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」若しくは商工中金等による「危機対応融資」により借入を行った中小企業者等のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

- ・製造業、建設業、運輸業、その他業種は従業員20名以下
- ・卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

・期間：借入後当初3年間

・補給対象上限：【日本公庫等】中小事業1億円、国民事業3,000万円

【商工中金】危機対応融資1億円

※利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本政策金融公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

(6) セーフティネット貸付

■ 制度概要 (セーフティネット貸付とは?)

社会的、経済的環境の変化などの外的要因により、一時的に売上の減少など業況悪化を来しているが、中期的には、その業績が回復し、かつ発展することが見込まれる中小企業者の経営基盤の強化を支援する融資制度。

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円

【貸付期間】 設備資金15年以内、運転資金8年以内

【据置期間】 3年以内

【金利】 基準金利：中小事業1.11%、国民事業1.91%

※令和2年4月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

2月14日（金）より、セーフティネット貸付の要件を緩和し、

「売上高が5%以上減少」といった数値要件にかかわらず、今後の影響が見込まれる事業者も含めて融資対象に。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部中小企業融資第一班：098-941-1785

■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）

：0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

(7) 日本公庫等の既往債務の借換

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工組合中央金庫の危機対応融資について、各機関毎に、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

【対象制度】

(1) 日本政策金融公庫等

- ・新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策マル経融資
- ・生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付
- ・新型コロナウイルス対策衛経 等

(2) 商工組合中央金庫等

- ・危機対応融資

【金利引き下げ・実質無利子化の限度額】

(1) 日本政策金融公庫等

中小企業事業 **1億円**

国民生活事業 **3千万円**

(2) 商工組合中央金庫 **1億円**

【借換え限度額】

(1) 日本政策金融公庫等

中小企業事業 **3億円**

国民生活事業 **6千万円**

(2) 商工組合中央金庫 **3億円**

※限度額は新規融資と公庫等の既往債務借換の合計額

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

(8) 日本政策金融公庫とは

(参考)

日本公庫は、100%政府出資の政策金融機関です。銀行などの一般の金融機関を補完し、国民生活の向上を目的としています。国の政策に則った固定金利、長期の融資制度をご用意しておりますので、安心してご利用いただけます。



国民生活事業

国民生活事業は、地域の身近な金融機関として、**小規模事業者**や**創業企業**の皆さまへの事業資金融資のほか、お子さまの入学資金などを必要とする皆さまへの教育資金融資などを行っています。

中小企業事業

中小企業事業は、融資、信用保険などの多様な機能により、日本経済の活力の源泉であり、地域経済を支える**中小企業・小規模事業者**の皆さまの成長・発展を金融面から支援しています。

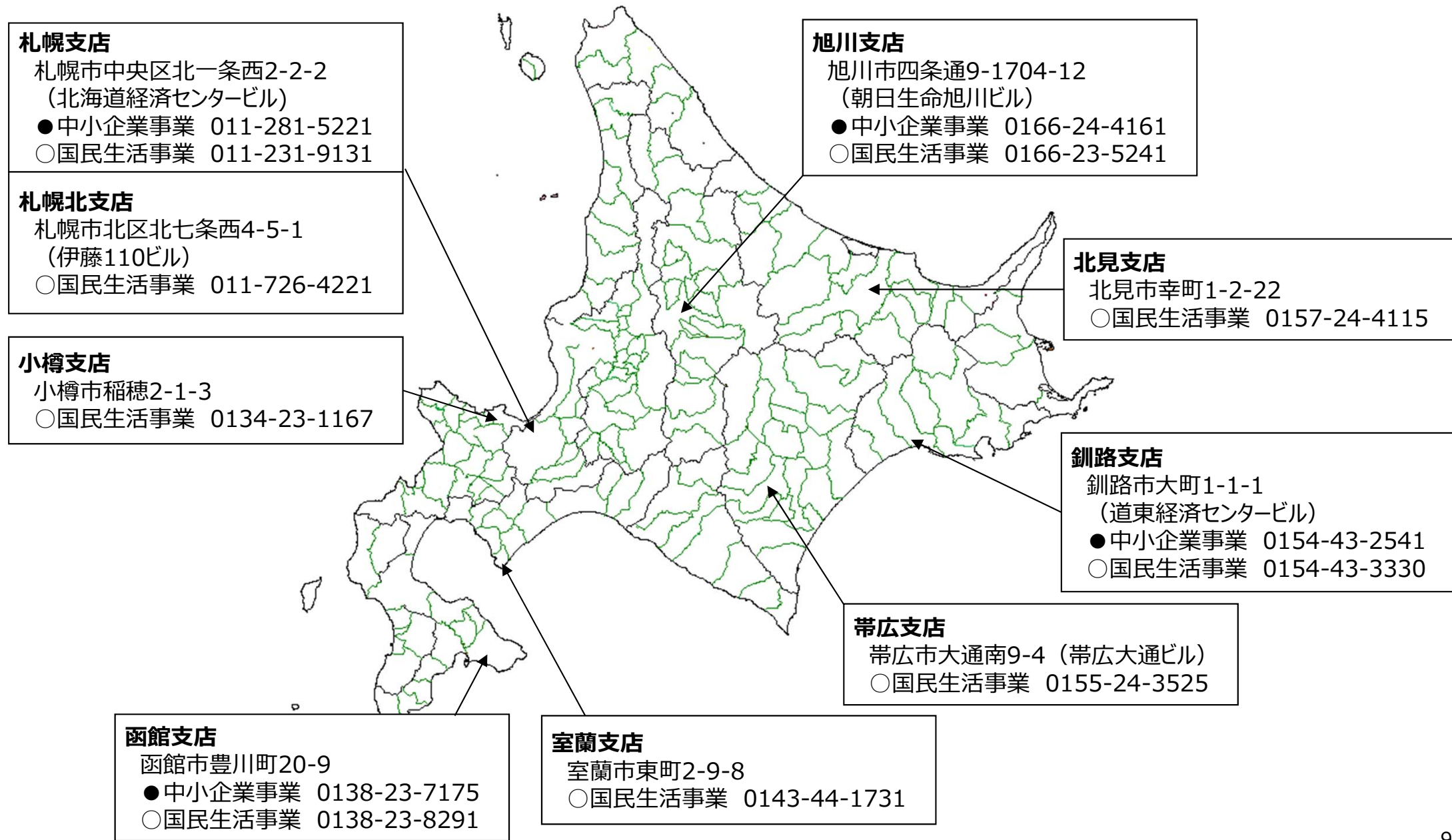
農林水産事業

農林水産事業は、農林漁業や食品産業の皆さまへの融資を通じて、国内農林水産業の体質強化や安全で良質な食料の安定供給に貢献しています。

(9) 日本政策金融公庫の店舗一覧

(参考)

北海道内9支店 (うち、中小企業事業は4支店)



(10) 商工組合中央金庫とは (店舗一覧含む)

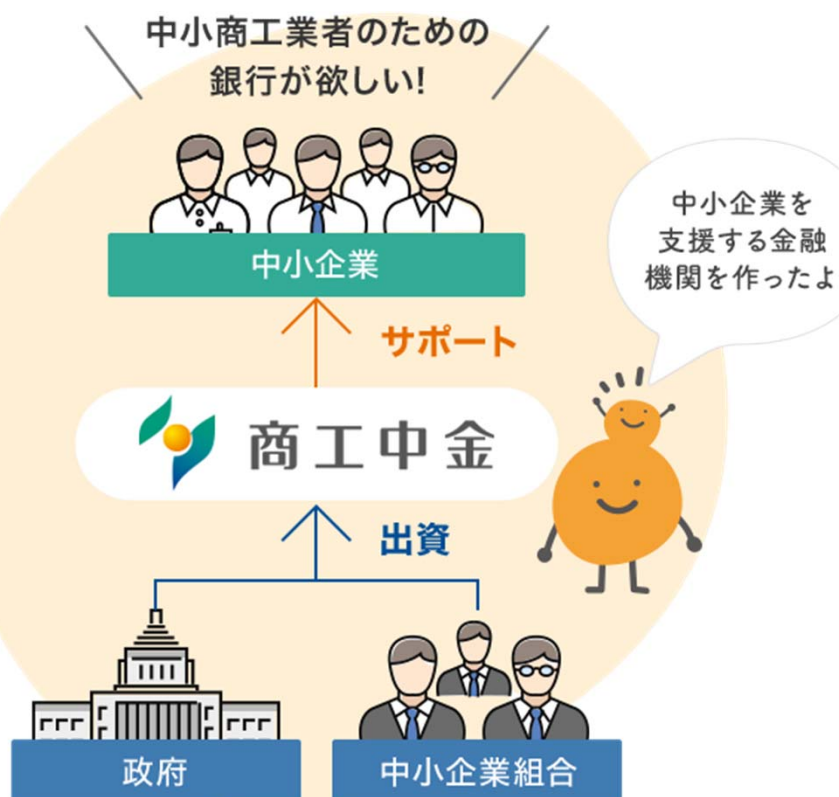
(参考)

商工中金は、政府と組合の共同出資によって設立された、中小企業専門の金融機関です。

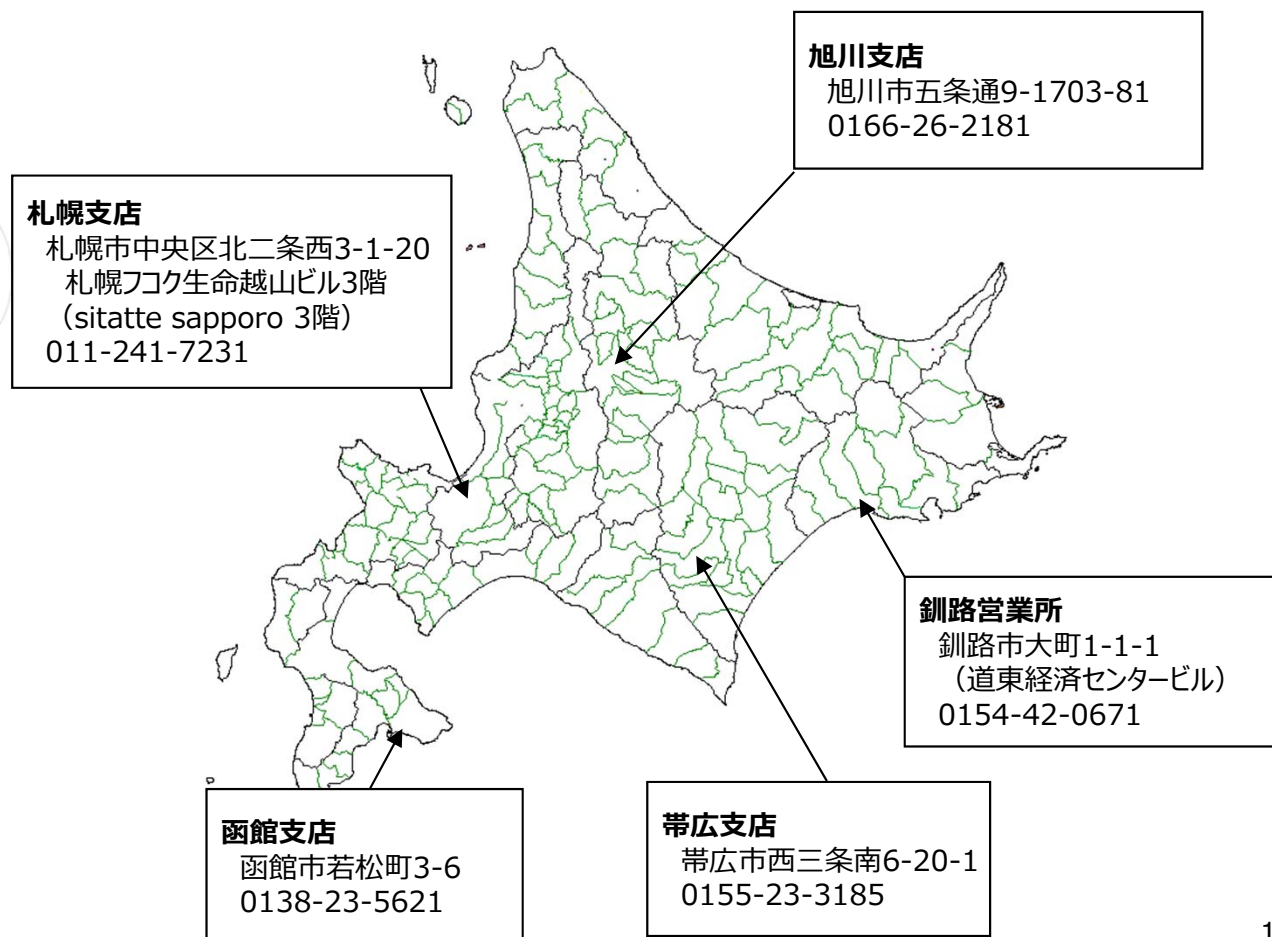
商工中金の株主となって頂いている中小企業団体（商工中金株主団体）とその構成員の皆さまを主なご融資先としています。

※ご不明な点がございましたら、最寄りの商工中金の本・支店までお問い合わせください。

商工中金の特徴 (中小企業による中小企業のための金融機関)



商工中金の店舗一覧 (北海道内4支店、1営業所)



政府系金融機関による融資 (生活衛生関係)

(1) 生活衛生関係の事業者向け貸付制度

一般の中小企業・小規模事業者を対象にした貸付制度に加え、生活衛生関係の事業者の皆様は以下の支援策をご活用いただくことが可能です。大きく分けて、3段階の支援を実施しています。

金利引き下げなし

金利▲0.9%引下げ

実質無利子融資

- **生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付**
- **新型コロナウイルス対策衛経**
金利当初3年▲0.9%引下げ

【対象要件】

売上高▲5%以上減少

■ 衛生環境激変対策特別貸付

振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利を▲0.9%引下げ、飲食店・喫茶店営業の方は別枠1,000万円、旅館業の方は別枠3,000万円で融資



■ 特別利子補給制度

特別貸付を利用した事業者を対象に利子補給

【対象要件】

個人事業主（小規模）：要件なし
小規模（法人）：売上高▲15%減
中小企業：売上高▲20%減

【資金繰り支援全般に関するお問合せ先】

- **中小企業金融相談窓口** 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

- **金融庁相談ダイヤル** 0120-156811（フリーダイヤル）

※平日 10時00分～17時00分 ※IP電話からは03-5251-6813におかけください。

- **個別支援策のお問合せ先** 各ページ末尾の【お問合せ先】までご連絡ください。

(2) 生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

■生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付

担保の有無に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。

【融資対象】

生活衛生関係の事業を営む方で、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方

①最近1ヶ月の売上高が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方

②業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合、または店舗増加や合併、業種の転換など、売上増加に直結する設備投資や雇用等の拡大を行っている企業（ベンチャー・スタートアップ企業を含む。）など、前年（前々年）同期と単純に比較できない場合等は、最近1ヶ月の売上高が、次のいずれかと比較して5%以上減少している方

a 過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高

b 令和元年12月の売上高

c 令和元年10月～12月の売上高平均額

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金（振興計画認定組合の組合員の方）

設備資金（振興計画認定組合の組合員以外の方）

【貸付期間】 設備20年以内、運転15年以内 【うち据置期間】 5年以内

【融資限度額（別枠）】 6,000万円 【担保】 無担保

【金利】 当初3年間 基準金利▲0.9%1.36%→0.46% 4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 3,000万円

※金利は令和2年4月1日時点、貸付期間5年、信用力や担保の有無にかかわらず一律

※国民事業における利下げ限度額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円。

※令和2年1月29日以降に日本政策金融公庫等から借入を行った場合も、要件に合致する場合は遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

■平日のご相談

日本政策金融公庫 業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。

沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

■土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）

沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

(3) 新型コロナウイルス対策衛経融資

※生型新型コロナウイルス対策衛経に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

生活衛生同業組合などの経営指導を受けている生活衛生関係の事業を営む小規模事業者の方が経営改善に必要な資金を無担保・無保証人で利用できる制度です。

■ 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【ご利用いただける方】

最近1か月の売上が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少している小規模事業者の方

【資金の使いみち】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率1.21%（令和2年4月1日時点）より当初3年間、▲0.9%引下げ

※利下げ限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」および「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」との合計で3,000万円となります。

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。
沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795

(4) 特別利子補給制度

※生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで実質的な無利子化を実現

日本政策金融公庫等の「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」及び「新型コロナウイルス衛経」より借入を行った中小企業者等のうち、売上高が急減した事業者などに対して、利子補給を実施。また、公庫の既往債務の借換も実質無利化の対象に。

※利子補給の申請方法等、具体的な手続きについては、詳細が固まり次第中企庁HP等で公表予定です。

【適用対象】

「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナ対策衛経」により借入を行った中小企業者のうち、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

※小規模要件

卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下

【利子補給】

期間：借入後当初3年間

補給対象上限：3,000万円 ※利子補給上限額は新規融資と公庫の既往債務借換との合計金額

※国民事業における利子補給上限金額は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「新型コロナウイルス対策マル経融資」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で3,000万円となります。

※令和2年1月29日以降に、日本公庫等から借入を行った方について、上記適用要件を満たす場合には本制度の遡及適用が可能です。

【お問合せ先】

中小企業金融相談窓口 0570-783183

※平日・土日祝日 9時00分～17時00分

(5) 衛生環境激変対策特別貸付

感染症等の発生による衛生環境の著しい変化に起因して、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している生活衛生関係営業者の経営の安定を図るために設けられた、日本政策金融公庫国民生活事業の特別貸付制度。

【ご利用いただける方】

新型コロナウイルス感染症の発生により、一時的な業況悪化から資金繰りに支障を来している旅館業、飲食店営業及び喫茶店営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方

- ①最近1ヵ月間の売上高が前年または前々年の同期に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も減少が見込まれること。
- ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること。

【資金の使いみち】 運転資金

【融資限度額】 別枠1,000万円（旅館業は別枠3,000万円）

【金利】 基準金利：1.91%

ただし、振興計画の認定を受けた生活衛生同業組合の組合員の方については、基準金利－0.9%

※令和2年4月1日時点、貸付期間・担保の有無等により変動

【貸付期間】 運転資金7年以内（うち据置期間2年以内）

詳しくは日本政策金融公庫または沖縄県で事業を行っている方は沖縄振興開発金融公庫まで。

【お問合せ先】

■ 平日のご相談

日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル：0120-154-505 ※北海道内の店舗一覧・連絡先は、9ページを御覧下さい。
沖縄振興開発金融公庫 融資第二部生衛・創業融資班：098-941-1830

■ 土日・祝日のご相談

日本政策金融公庫：0120-112476（国民生活事業）、0120-327790（中小企業事業）
沖縄振興開発金融公庫：098-941-1795